

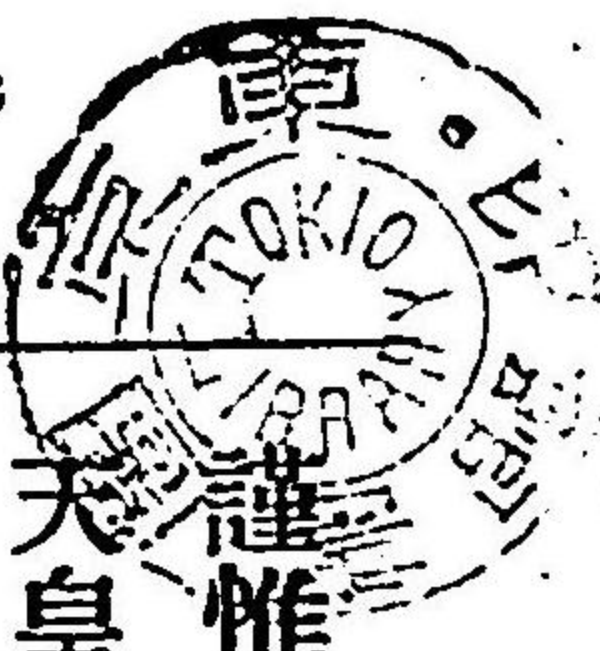
277

君愛國志氣涵養

祝日祭曲由來

全

大學教授兼  
陸軍教授  
内藤耻叟謹述



謹惟るに、

天皇陛下は嚮に小學校令を頒ち、天下の學校に

勅して、祝日大祭日の禮を定めしめられ、文部大臣は、恭しく

聖旨を奉して、其儀式規程を制して、毎祝日にあたりて、其由來を叙し、子弟をして之を佩服承奉せしめんとを令せられたり、然れども寒郷僻陋書に乏しきの地に於ては、或は其由來を詳かにして、其義を解くと能はざるを懼る、依て其大意を叙述して、演說者に便にせんが爲にこゝに、二小冊子を作り、名つけて祝日祭典由來と云ふ、庶幾くは天下小學校の子弟をして、各詳かに其大義のある所、古禮の由て本づく所を知りて、ますます忠君愛國之義氣を感發せんとき、是亦耻叟報國の義を致す所以なりと云爾、



明治二十四年六月二十日

内藤耻叟謹識

二 明治二十四年六月十七日

文部省令第四號

明治二十三年<sup>十月</sup>勅令第二百二十五號小學校令第十五條に基き小學校に於る祝日大祭日の儀式に關する規程を設けると如左

明治二十四年六月十七日

文部大臣伯爵大木喬任

小學校祝日大祭日儀式規程

第一條 紀元節 天長節 元始祭 神嘗祭及新嘗祭の日に於ては學校長教員及生徒一同式場に參集して左の儀式を行ふべし

一 學校長教員及生徒

天皇陛下及

皇后陛下の 御影に對し奉り最敬禮を行ひ且

兩陛下の萬歳を奉祝す

但未だ 御影を拜戴せざる學校に於ては本文前段の式を省く

二 學校長若くは教員教育に關する 勅語を奉讀す

三 學校長若くは教員恭しく教育に關する 勅語に本づき

聖意のある所を誨告し又は

歷代天皇の 盛徳 鴻業を叙し若くは祝日大祭日の由來を叙する等其祝日大祭日に相應する演説をなし忠君愛國の志氣を涵養せんとを務む

四 學校長教員及生徒其祝日大祭日に相應する唱歌を合唱す

第二條 孝明天皇祭 春季皇靈祭 神武天皇祭及秋季皇靈祭の日に於ては學校長教員及生徒一同式場に參集して第一條第一款及第四款の儀式を行ふべし

三 第三條 一月一日に於ては學校長教員及生徒一同式場に參集して第

第一條第一款及第四款の儀式を行ふべし  
 第四條の第一條に掲ぐる祝日大祭日に於ては便宜に従ひ學校長及教員生徒を率ひて體操場に臨み若くは野外に出で遊戯體操を行ふ等生徒の心情をして快活ならしめんとを務むべし  
 第五條 市町村長其他學事に關係ある市町村吏員は成るべく祝日大祭日の儀式に列すべし  
 第六條 式場の都合をばかり生徒の父母親戚及其他市町村住民をして祝日大祭日の儀式を參觀するとを得せしむべし  
 第七條 祝日大祭日に於て生徒に茶菓又は教育上に於て裨益ある繪畫等を與ふるは妨げなし  
 第八條 祝日大祭日の儀式に關する次第等は府縣知事之を規定すべし

祝日祭典由來

○第一條

一月三日 元始祭  
 二月十一日 紀元節  
 十月十七日 神嘗祭  
 十一月三日 天長節  
 十一月二十三日 新嘗祭

○第二條

四月三日 神武天皇祭  
 一月三十日 孝明天皇祭  
 三月春分 春秋皇靈祭  
 九月秋分

○第三條

一月一日

祝日祭典由来

一月三日元始祭

今日は年の始に、

賢所

皇靈

神殿を祭らせ給ふ日也、そもく此

賢所と申し奉るは、もと温明殿と申し、又は内侍所とも申して、三種の

神器の中なる、伊勢にまします

皇太神宮の御形を、

崇神天皇の御時に模造し給へる御鏡にてまします也、是は古事記に、

此鏡は専ら我御魂として、吾前を拜くが如く伊都祭れとあり、又日本。

大學教授

内藤 耻 叟 謹述

紀に天照太神乃ち  
天孫天津彦火々瓊々杵尊に、八坂瓊曲玉及ひ八咫鏡草薙劍三種の寶物を賜て、因て

皇孫に勅して宜はく、葦原千八百秋之瑞穗國は、是吾子孫の王とますべきの地也、宜爾皇孫就て治焉、行矣寶祚之隆へまさんと、天壤の共窮りなからむ、又

天照太神手に寶鏡を持、

天忍穗耳尊に授けて祝きのたまはく、吾兒此寶鏡を視ると、當に猶吾を視るか、如く與に同床共殿、以て齋の鏡とすべしと宜はらせ給へる、御鏡の御神代なれば、今も猶

宸居に近く祭らせ給ひて、これを  
賢所と申せ奉る也、又此時共に授させられし三種の神器は、八坂瓊勾

玉と草薙劍にて、其瓊は、神世の昔に、聊もかはるとなく、今も猶現に、天皇陛下の御身を離されず、傳へさせ給ふ御品也、次に草薙劍は、是亦崇神天皇の御時に、御模造あらせられし、眞物は、伊勢に遷し奉られしを、日本武尊の東方を征伐し給ふ御時に、授かり給ひて、今は尾張國熱田宮にましまし、其模造の御劍は、壽永の亂に海底に沈みて、今は他の御劍を以て、之に代用せらるゝ也、かくの如く、其眞物は伊勢熱田と宸居とにありて、其御模造の御品は、今も猶御璽と共に祭らせ給ひてあるを以て、今日も先此

賢所を祭らせ玉ふ御事なるべし、次に皇靈殿のとは、皇靈祭の御時に申すべし、次に八神殿と申すは、昔神祇官に於て祭らせ給へる八神殿を、御再興ありし也、此八神と申し奉るは、神代に見えたる神籬磐境の遺制にて、これを齋庭とも、靈時とも記す、後に神祇官

と稱する者はなり、其祭る所の神は、神御産日神、高御産日神、玉積産日神玉積又玉留に、生産日神、足産日神、大宮賣神、御食津神、事代主神、合せて八神なり、その神御産日神、高御産日神、二柱は天地初發の時に、此國土をひらき、萬物を生し給へる、我國民の大祖にましますのみならず、天孫の御外祖にましますは、これを皇祖と申して、天祖と合せて

皇天二祖と稱し奉る御神也、次に玉積産日神は、何れの神の御子孫にや、詳に知りがたし、生産日神は、高魄神の兒と姓氏録に見ゆ、足産日神は、生産日神の御妃にや、ましかん、未だ詳かならず、此三柱の神は、天皇命の御身を守ります神なるよし、延喜式に見ゆ、大宮賣神は、天太玉命の子、今の内侍の如く、天祖の御前に侍らひて、

宸襟を悅しめ奉る神なり、御食津神は、伊勢の外宮の神と同じく、事代主神は、大日貴神の子にて、首に諸神を帥て歸順し玉ひ、朝廷を守り、又は

神武天皇の御後の父にてましますは、いつれもく、歴朝天皇の御崇敬あるべき神にてまします也、されは今日

賢所

皇靈殿と同じく、年の初にこれを祭らせ玉ふ也、そもく、我國躰の尊嚴なるとは、今更申すもかしくけれども、

天地の初に

伊弉諾伊弉册の二柱の神、此國土を經營し給ひしより、人民始て生して、萬物亦随つて蕃殖し、

天照太神、國土人民の君と定まらせ給ひしより、今日に至るまで、數千

萬年の間、變易るとなく、此國土人民を治め給ふは、其御子孫なる  
 天皇陛下の、御一系にあらせられ、人民は皆其恩澤に生成化育したる、  
 祖先の子孫にして、上下一種の民なれば、國土も、人民も、人民も、  
 皇統も、皆其始めに溯れば、悉く

天祖の神恩によりて生したる、萬象一源の國躰也、殊に前にもいへる  
 如く、君臣の道は、

天祖の遺訓に定まりて、萬世の下動きなく、寶祚天壤と窮りなく、其父  
 子の道は、上に

帝祚の萬世一系にましますと、神代の初めも、猶親しき御父子に異な  
 らず、其

寶鏡にうつらせ給ふ  
 陛下の御影は、かしくも、

天祖の御血胤なる、御顔貌にましますは、此御鏡に向はせ給ふ毎に、  
 天祖の御像は、永く鏡中にまします也、かく君臣の道も、父子の道も、人  
 倫の大本教化の大原は、早く既に遠き神代に明著にして、今日に至る  
 まて、明に赫々たる日月の如く、天地と長く傳ふると、決して他の外  
 國に比類なきと也、されば我國に生れし人民は、幼童の時より、先此い  
 はれを心に深く辨へ知りて、一刻も忘るまじく、今日より生長して、猶  
 一年を加ふる、其年の始め毎に、必二千五百餘年の前、猶溯りては其神  
 代のむかしを思ひて、永く  
 神恩のありがたきとき、子孫にも教諭すべきとなり、かゝる國に生れ  
 てかゝる教育を受る國は、世界萬國に決してあるまじきことを、よく  
 思ふて、何事をするにも、此御恩に報ひ奉らんと心懸け、萬衆心を  
 一にし、力を合せて、寶祚を守り奉るとき、勵み勸むべきとにこそ、



二月十一日 紀元節

紀元節は、今を距ると二千五百五十一年の前に、我  
天皇陛下の御先祖

神武天皇の、中つ國にうつらせ給ひて、大和國橿原の宮を御造營、御即位の禮を擧させられし日なれば、これを紀元節と申す也、是より前は天照太神の詔によりて、

天孫日向國に御下向あり、西方の國々を安撫鎮定し、彼西隣なる周の國、朝鮮などの國々に備えられしも、其御下向ノ武備ノ嚴シク、又船楫ナド備シコ、知ルヘシ、此

天皇の御代には、西方は既に安くして、彼より侵し來るの患はなけれども、此時周王ハ衰ヘテ、諸國互ニ戰爭ノ世トナレリ、東北の方は、久しく皇化に遠ざかりし爲に、或は割據悖叛の勢もありしかば、

天皇兵を帥て東幸し玉ひ、之を討平けて、都を定め玉ひしより、皇威復東北に及ぶとなりし也、是恰かも後の世に仲哀天皇

齊明天皇など西陲に行幸あらせられしに同しく、又日本武尊の東北を平定されしにも似たるべし、さてかく東西を平定し玉ひて、皇化も四遠に及ひしかば、これよりして、歷代

天皇ますます仁政を施し、武威を輝かし玉ひしかば、今日迄外國より侵寇する者もなく、たまたま來り侵す者も、忽ちに打破られて、寸地尺土も失ふとなく、世界に獨立して、以て今日に至りしとは、他に類ひ稀なるとなれば、人民も深く此事を思ひて、猶只管に國威を張皇し、皇運を扶翼し奉らんとを思ふべき也、

十月十七日 神嘗祭

今日伊勢神宮に於て、今年熟したる新穀を供し、祭典あり、故に宮中に

ても、

天皇陛下

神宮の御遙拜あり、伊勢

皇太神宮の御事は、我大八洲の國を治め玉へる

天皇陛下の御先祖にして、此國を

天孫に傳へられし

遺訓詔勅のまゝに、今日までも、此世を治めまします御事なれば、其始

めに溯りて、之を祭らせ給ふとは、いふまでもなし、これは天御中主尊

など、其前に生れまし玉ふ御神をも、祭らせ玉ふべきことなれども、其神

々は、史上に

皇太神宮の御功德尤大なる故に、古語拾遺にも、

皇太神宮の御事を、惟祖惟宗、尊無二因、自餘諸神者、乃子乃臣、孰能敢

抗せんとありて、我邦にして

至尊無二の御神と申すは、

皇太神宮に限る御事也、されは當初は其詔勅のまゝに同牀共殿にま

しましてありしを、

崇神天皇の御時に、倭笠縫村にうつされ、又

垂仁天皇の御世には、之を鎮坐し奉るべき地を擇みて、伊賀近江美濃

を歴て、伊勢の今の地に至り給ふ時に、猿田彦命の裔、大田命参りて、伊

鈴川上に好所ありと奏せしかば、此所に宮居を定めさせ給ひし也、相

殿の神三座まします、其御神躰は即ち

天祖の親から

天孫に授けさせ玉ひし、三種の神器の一なる、八咫の御鏡にして、前に見ゆ御形をうつさせ給へる御鏡なれば、此歴世の

天皇陛下の御形の御鏡にうつらせ玉ふ時は、千萬世の後までも

天祖の御形は、永く此鏡中にあらはれ給ふ理りなり、かゝるめでたき神勅の、今の世までで徴ありて、千萬世の後も、一系統に連屬しなすすと、誠にありがたき例なるべし、さて又外宮の神と申すは、豊受の太神にて、是は神殿に祭らせ給ふ所の、御饌津神と同じく、穀食の神にまします也、始めは丹波國與佐の比沼の眞名井に鎮り坐して、雄畧天皇の御世に、伊勢にうつし奉り、

皇大神宮の御饌奉る所とせり、さて今日先新穀の熟したるを以て、初めに皇太神宮に奉らるゝは、上古に嘉穀の種を得させ玉ひて、これを蒼生の食と定めさせられ、其齋庭の穂を、三種の神器に副て、

天孫に授けさせ玉ひしより、其種天下に播殖して、萬民の食となり、朝夕之を食して、此生を保ち、かくばかり萬民安らかに平けく世を送るとは、皆是皇太神宮の御恩なれば、其恩に報する誠の心をも

天皇陛下の御身に引受させ玉ひて、これを

皇太神宮に奉らせ玉ふ御事なり、これしかしながら、

皇太神宮の此民の爲に、此食物を求め獲て、これを以て萬民の食と定め給へるによりて、四千萬の人民悉く其生を保んとする御恩徳に報し奉るものとしるべし、他の國々の人は、或は畜養漁獵して、腥血羶肉を食ひ、以て其生を養ふものもあれども、其は他の動物を殺して我生命を養ふものなれば、もし動物つきぬれば、我も亦飢渴するの患あり、穀物の如きは、直ちに我力によりて之を耕作して、其熟する所を獲て、これを食する者なれば、眞に是れ我力に食すると云ふ者にて、凡食物

中、これほど得やすくして、盡るとなく、便りよく、且宜しき者あるとなし、殊に我國の土性天候は、尤此物の生育に適して、能成長するを慮らせ玉ひて、これを以て、民の常食と定めさせ給へると、誠にありがたき大恩なり、これによりて、今日は其大恩を報せんが爲にとて、新穀を神宮に奉らせ、

天皇陛下にも、御遙拜あらせらるゝ御事なり、凡天下の民、先づ食ありてこそ、其生命を保し得て、是よりして、萬の物をも生養造作して、利用厚生の大道をも開くべきとなれば、食を重んずるは、歷朝の大御寶を安んじ平け玉ふ、御政の大本なる故に、此祭をも尤重んじ給ふ御事なり、

十一月三日 天長節

この日は、我

天皇陛下の御降誕あらせられし吉日なれば、これを天長節と稱して、凡天か下の臣民、悉く之を賀祝し奉り、己れくが今日此

聖澤の下にありて、靜安無事に世を送るにつけても、いやますくは、天皇陛下の萬壽無疆を祈り奉るべき也、宮中にも御祭典あり、又兵隊の觀兵式ありて、

天皇親しく、其進退を御覽せらる、夫れ天長とは、天地の如く長久にして、窮りなく、世にてらしまさんとを祝ひ奉るの意にて、かくは名づけ奉りしなるべし、古へ

光仁天皇の御時に、天長節の名あり、是亦

天皇の御生日なり、其後は絶て聞かざりしを、明治の初めに再興ありて、これを年々の祝日とせられ、天下の臣民悉くこれを祝賀し奉るととなれり、これは昔隋唐の國にも、亦西洋の國々にてもあるとなりと

いへば、人の臣たる者の、其君を祝ふ心は、いつれの人情も、遠からざる  
 と覺ゆるなり、されど、他の國々の君と民とは、もと別種異方の人の、  
 驅集烏合したるにて、或は他國人の來りて我國を奪ひたるもあり、或  
 はもと臣下たる卑賤の者が、其君長を亡はして、之か位を奪ひたるも  
 ありて、皆我國の如くに、天地開闢より定まりて動くことなく、悉く同一  
 種なる臣民の天皇を仰ぎ奉るか如きにあらず、されば各國の民は、今  
 日の君と、先祖の時の君とは、其君を異にして、先祖代々は、もと今日の  
 君の先祖の臣下にはあらず、故に忠と孝とは、一致なるを得ず、今日の  
 君に忠なれば、先祖の爲に孝ならざるの嫌ひあり、我人民の先祖以來  
 代々、此國天皇に事へ奉りしとは、其感情も亦必同じからず、そもく  
 此國に生れし人民の、此國君に事へて、此國土を守るべきは、いふまで  
 もなきとながら、殊に我國民は、前にいへる如く、先祖より我身まで、か

はるとなく、同じく共に、此萬世一系の

天皇に事へ奉りし民なれば、今日

天皇陛下の萬歳を祝し奉るにつきても、猶以て心力をつくして、永く  
 此國土を守り、天壤無窮の

皇運を扶翼し奉るべき心も、亦太深かるべきことばり也、さて又今日  
 の聖節を祝し奉らるゝに付ても、四疆の守<sup>ウチ</sup>怠るべからず、強敵の防<sup>マカ</sup>を  
 忽かせにすべからずとありては、殊に觀兵の式を行はれ、

臨御ありて、其戎裝のいさましく、其進退の整へる様を

御覽あると也、今や東西洋通航の便も大に開けて、世界の大國も比鄰  
 に異ならず、互に交通する中には、兇悍暴戾なるものありて、竊かに窺  
 窺の志をいだくものなきにあらず、此時にあたりて、我防禦の備、或は  
 密ならざる所あれば、其隙に乗して、侵軼し來るものあらんもはかり

がたし、これ今日のめでたき祝賀につきても、猶愈不虞の警戒を忘れ  
させ玉はざる、いふも、  
聖慮の程、かじこしと申すもなかく、なり、人民も亦宜しく、こゝに心  
を用ひて、一刻も怠らず、常に勇武の氣を養ひ、忠義の心をみがきて、一  
旦緩急あらば、身を捨て國に殉るて、以忠節を立んとを思ふべし。

十一月二十三日 新嘗祭

本日は、今年の新穀皆熟するを以て、  
天皇陛下親しく之を

皇太神宮にすゝめ玉ひ、又御親らも嘗させ玉ふ祭典にて、古へより殊  
に重ぜらるゝ禮なり、前日に鎮魂祭ありて、  
賢所便殿に於て、品々の御式あり、二十三日は、夕次第あり、二十四日午  
前第一時には、曉次第あり、前に神嘗祭の條にいふ如く、人民の平素常

食として生命をつなぐべき嘉穀の種は、

皇太神宮の種させ給ふ所なるのみならず、又其常に服する所の衣服  
の源も、亦皇太神宮の教させ給ふ所なり、又

天孫の降らせ給ふ時にも、齋庭の穂を授け給ひて、之を以て人民を養  
ふべき物と詔のらせ玉へり、これによりて、千萬世の後迄も、

天日嗣の御業は、此人民をして、平安ならしむるを以て、

天皇の急務天職となし玉へり、故に年の初めに、祈年祭ありて、四時順  
序、年穀豊穰ならんとを祈り玉ひ、又今日は、人民の作り出せし新穀を  
以て、之を

皇太神宮に供させ給ひて、萬民の安泰にして、各其業をつとむる有様  
を告させ給ふは、即ち天下臣民の志を集めて以て、

天祖に事ふるの孝と、なごしめ玉ふ盛事なれば、年々にこれを行はせ

らるゝのみならず、天皇御即位の年には、必踐祚の大嘗祭とて、別段に大禮を行はせらるゝ事なり、故に其禮典も、悉く神代より傳來固有せる舊儀に依遵せられて、聊も他國の禮を交へ用られず、されば我國の禮祭儀式にして、尤正しく且古きものは、此御儀式より正しきはなし、其義を講じ其禮を審かにせんには、其高深幽妙の理、中々筆舌のよく盡す所にはあらず、さてかしくも、

天皇陛下の

皇太神宮に事へさせ給ふ御孝道と申すは、全く此國土を守り、此人民を安んじ玉ふより、重きはなく、億兆人民の

陛下に事へ奉る忠義と云ふは、又此國土を守り、此

皇運を扶翼し奉るより急なるはなし、是則上下君民の別なく、上は

天祖の御恩に報じ、下は祖先の遺志を修めて、以て萬世子孫の安寧を

謀る所以なり、元其上下祖孫君臣合躰の誠心より成立して、互に相感孚する心の至て切なる所より、成立たる國躰なれば、直ちに顯れて此禮典となり、此儀節となる者にして、其意義の完美なると、又萬國に比倫あるべしとも覺えず、凡我國の臣民、各吾誠の心にかへりみて、よく此義を尋思研窮せば、ますます其義の精微にして、其禮の隆盛なるとを曉るべし、他國にも、種々宏麗壯大なる禮儀もありて、人目を駭し、一世を鼓動する如きはどのともなきには非れども、其禮の本意とかする所の人倫の大義は、早く破れて、或は禪讓といひ、放伐といひ、劫奪虐弑の甚しきに至るもの、比々相接すれば、其精神心術の誠に至りては、皆乖離渙散して、固結凝聚の様子なし、いかでか、我國の上下誠心相孚して、互に感徹するの深きに及ばんや、是我國の禮義文物は、他の壯大鉅麗なるには及ばざるが如きも、誠心感孚の實に至りては、決し

て他の萬國の能く髣髴する所にあらざる也、是又我人民の尤深く思  
を致して、一日も忘却すべからざる大事なりと知るべし、

一月三十日 孝明天皇祭

孝明天皇と申し奉るは、我

天皇陛下の御父君にましまして、

仁孝天皇第四の皇子、御母は新待賢門院藤原氏、御諱雅子と申す、贈左

大臣實光公女、天保二年六月十四日 御降誕、同六年九月十八日立親

王、同十一年三月十四日立太子、同十五年二月廿七日御元服、弘化三年

二月六日實正月二  
十六日

仁孝天皇崩御、二月廿三日踐祚、御年十六、同四年九月二十三日御即

位、明年嘉永と改元あり、御在位二十一年にして、慶應二年十二月二十

五日崩御、御年三十七、同三年正月廿五日泉涌寺後山に奉葬、後月輪東

山陵と稱す、かしくも此

天皇は

神武天皇より二百二十二世御宇の

天皇にましまして、正しく

天祖皇太神宮の

正統を繼ぎ我 トヨアンカライナイナ 豊葦原千五百秋瑞穂國の アキミツカンクニ 大君に立せ給ひ、我蒼生

四千萬の人民を治め平け給ふ、

聖主にましまして、其

御徳業など、今更稱し奉らんも、いとかしこかれども、此の時將軍と申

すは、徳川家康公の慶長八年に

後水尾天皇の勅を以て、征夷將軍に任してより、十四世徳川家茂公の

在職にあたり、是に至て二百三十年の太平無爲の化に狎れ、幕府の政



衰へ、武備廢弛せし時にあたり、其前將軍家慶公の時、嘉永の初めにありて外國の請求拒みがたぐ、大に交市を開きて、交りを西洋外國に開きしによりて、内の人心安からず、上下の議論一ならず、互に相衝觸して協和しがたき有様なれば、  
 天皇深く天下の安危、人民の休戚に、  
 宸襟を惱ませられ、しばし將軍に 勅して、政事を革め、武備を張り、  
 内人心を安んじ、外膺懲の典を擧んとを謀らせ給ひしが、其事悉く行はるゝに至らずして、崩御に至らせ給ふと雖も、遂に 明治中興の大業を開かせ給ひしは、誠に此上なき  
 御大徳と申すべき御事也、そもく  
 歴朝の天皇、いづれもく此民の爲に  
 宸襟を勞させ給ふ御中にも、殊に深く

御仁心もあらせられ、  
 御孝義も厚く、此時に當りて、外交の爲に 祖宗の國躰を損し、海内の民心を危あやうんとを、痛く  
 宸憂ありて、天下の正論讜議を容納あらせられ、志士仁人の忠言を採用して、一國の人心を統一し、國威を宇内に輝かさんと謀らせられし、  
 御仁徳空しからず、人民も悉く懐き服して、  
 御聖恩を慕ひ奉り、遂に七百餘年の久しき、朝家の御衰をしも、昔しの隆んなる 御世に復させ給ふ御事なれば、誠にありがたき 中興の聖主と仰き奉らんも、中々おろかなる御事なるべし、猶其  
 御徳業の宏大にましますと、  
 聖慮の深遠にましますとは、歴史にゆづりて、今具さに之を擧げず、  
 但し深く頌讚し奉るべきは、承久以來

英明の天皇、朝廷の衰頹を歎かさせ給ふ餘りに、偏に武臣の驕横を  
 憤らせ給ひ、毎に關東を敵視して、之を討滅誅鋤せんとのみ謀らせ玉  
 ひしは、剛斷明決の致す所とは申しながら、還て包荒納汚の御大  
 量なき歟の疑なき能はざるに、此  
 天皇に至りては、常に武臣を愛撫し、百方勸勅して、其悔悟革新を冀圖  
 なさせ給ひ、毫も之を威虐し玉ふの御事なく、始終其大臣の禮遇を  
 全くなさせ給ふが故に、天下武人の心も自から悅服して、秋毫の怨も  
 なく、家茂公の後を承けし、今の慶喜公に至りて、世持の大權を還し奉  
 りて、謹んて天裁を待つに至りし事、亦全く此上下人民の  
 天皇の盛徳に感し奉るに依て也、畢竟明治復古の御大業は、今上天  
 皇に至りて、之を大成せさせ給ひたれども、其始に溯れば、  
 光格天皇以來、三世の

天皇の累仁積徳、よく天下の民心を服して、終に此

天皇の聖徳に大歸し奉りしによれる也、謹思はずんはあるべからず、

四月三日 神武天皇祭  
 今日ば、

大祖神武天皇崩御の日にあたれば、遠津御代に、此中國を統一して、國  
 土人民を治安し玉ふ、御徳業の、洽ねく天が下に及びし、其本始を報  
 ひ奉らん爲に、此御祭典はあるとなり、そもく、上古

天祖

天孫より、今の  
 天皇陛下に至るまで、既に百數十世を隔させ玉ひても、其  
 御繼承少しも謬る所なく、正しく傳へさせ給へば、御血脈一氣貫通し  
 て、全く親しき御父子に異なるとましまさず、故に古より遠き

御先祖をも、皇睦御親と申し奉り、遠き

御子孫をも、

天孫皇御子尊と稱へ奉りて互に親み敬ひ、愛み給ふとは、實に深厚純篤にして、一毫の間隙あるとなし、是今日

天皇陛下の

神武天皇を祭らせ給ふ御心は、即ち其親父母の膝下にましまして、愛敬の誠をつくさせ給ふに異ならず、誠にかしこき、ありがたき御事なり、他の外國の王共の如きは、たましく其祖の祭りをなすとも、其祖は卑しき民の智力あるまゝに、人の國土を奪ひたる兇人歟、又は他の國々より零落し來りたる、浮浪の民の、この人民を壓服したる類ひにて、其本國開闢の始めより、統を傳へたる、天壤無窮の君主にあらず、我國の

天皇陛下の、此臣民と共に同く、

天祖以來同一氣の子孫にして、同じく其祖を祭るか如きの感情のあるとなし、之を思はゞ、我君臣の情義の、他の國々の君民とは、其異なる事霄壤の隔あると云ふことるべし、しかるを、世の人、或は漢土、西洋の歴史をよみながら、此差別に心つかず、我開闢以來動きなき

天統をも、彼奪掠放伐の君主と、同視するに至るものあり、誠に思はざるの甚しき者也、抑此

天皇の後の御名を神武と申し奉るにつきては、古へより我國の

國躰、古今に亘りて、尤勇武を尙ふ事を思ふべし、開國の始めに、伊弉諾伊諾冊の尊の、此國を修理固成給ふには、天の瓊矛を提けて、之を經營し給ひ、其後三種の神寶を傳へさせ給ふにも、天叢雲の劔を以て、其神勇の象を顯し玉へり、其他大己貴神の廣矛を獻し、經津主武甕槌兩神

の節ノノの梟ミヤウの劔ツルギを持ちて四方を平定し玉ひ此  
 神武天皇の四海を平定し玉ふも、亦専ら武威によらせ給ひて、姦兇の  
 徒を征服せられ、其威稜の振ふ所、遂に海外にも及ひて、任那三韓の  
 地までも、震懼畏服したる時は、是皆御武威の隆んなるによりて也、  
 此後にも

天武天皇

桓武天皇

文武天皇など、いつれも御心を武備に用ひさせ給ひて、國威を四方に  
 耀し、武徳を中外に施んとを思食したる御事は、今更申し奉る迄も、  
 なけれども、洵に所以あるとなるべし、夫の四隣の國々、支那の如き強  
 大なるもみな、我國の勇武を憚りて、未だ嘗て侵侮の念を生せず、たゞ  
 來り侵す者あれば、悉打破られて、遁れ去り、彼蒙古の如きは、十萬

の兵、還者僅に三人と云ふに至る、其他我國人の、他國に向つて勇威を  
 振ひたるところ多けれ、他の國人の我國に向つて志を得たる者はあ  
 らず、其故いかんとなれば、古より、勇武を尙ひ、義烈を倡ひて、人心常  
 に卑怯劣弱を以て恥とせし風俗なりしが故なり、これ全く、上古天  
 神の、劔鋒の威用を尙んで、此俗習を馴致し玉ひし故とは申しながら、  
 そもく、又人民の至性勇決にして、義を好むが致す所なり、よりては  
 此

神武天皇の武徳を以て、四海を統一し給へる昔より、其後數千年の今  
 日に至るまでも、他の國々までも威服せしめたる、其功德の原く所を  
 思ひて、人民各々常に勇武を尙ひ、義烈を研きて、上古より傳へ來りた  
 る勇武の俗を失はず、一旦緩急あるに臨んては、生を捨て義を取り上  
 先祖の名を汚さず、下子孫の鑒とならんとを思ふべし、是亦厚く此

天皇陛下の 神恩に報ひ奉るいはれなるべし。

春分之日 皇靈祭

春分秋分の一節は、歳の内にて、晝夜平分の時にて、春は發生の初めに  
して、萬物暢茂の時にあたり、秋は收成の終りにして、萬物聚藏の期な  
るによりて、古へより、二月には祈年祭あり、九月には神嘗祭ありて、天  
下の諸神を祭らせ給ひし例によられしにや、此一節を以て、

歴朝の皇靈を祭らせ玉ふ御事なり、夫れ我 神御世より 天皇陛  
下の、常に民を安んじ國を治るを以て、 天日繼の御業の第一の急務  
となじ給ひしは、此民は

天祖より承けさせ給へる大御寶にして、此土は

天祖の開き玉へる大御國なれば、これを守りこれを安んじ給はんご  
て、御心を盡せらるゝは、即ち

天祖に事へさせ給ふ、御孝道の第一なれば、一日一刻も怠らせ給はぬ  
御事なり、故に、一百餘代の永き、三千餘年の久しき、歴史ありてより此  
かた、此國此民の爲に、御心を盡させ玉はざる

天皇陛下は、御一代もましまさず、たましく天下の亂れたるとあるが、  
皆是臣下の輔翼道を失つて、人民の怨苦を來せしより起りし事にて、  
君徳に於ては、いづれも深く議し奉るべき所なし、これを他の外國の  
君長の、恒に其民を虐使苦役せしむる者にくらべては、誠に天淵の違  
ひありしかば其國を安んじ、民を治め給ふ御心の至りには、又深く  
天祖

天孫の此世の始にありて、此國を開き、此民を生じ給ひしより、  
歴朝其徳を繼述給ひて、深く此民此國の爲に、御心を盡させられ、天業  
を恢弘して、今日に至らせられたる、

御鴻徳を報ぜんとする、  
天皇陛下の大御心も厚く、且此萬民の  
天祖及び

歴朝聖主に報奉んとする心の誠をも、

天皇陛下の御一身に引受けさせ給ひて、今日其時節を以て、御祭典  
あらせらるゝ御事なり、是實に國土萬民の  
祖宗に報ひ奉る誠の心を聚めて、これを

皇靈に致させ給ふ御祭典なりとしるべし、しからは、吾國の人民たる  
者、亦一刻も、此義を忘るべからず、抑我國の東海の表に屹立して、未だ  
曾て四外の侮を受けざるとも、亦是

歴朝天皇の、剛明神武にましますと、臣民の義勇忠節なるとの致す所  
なれば、これ亦深く思ふて忘るまじきと也、且又

天皇の寶祚天壤と共に動きなく、徳光日月と共に明らかにして、六  
合に照徹し玉ひ、今日に至て、上下乾坤の位正しく、反覆顛亂の例なき  
故にこそ、人民も各其分を守り、其業に安んじて、共に安泰和平に世を  
涉り來るとなれ、もし此

天統をして、しばし變易する者とせば、天地も其位を保たず、萬物も  
其生を遂るとを得ず、萬法皆數れて、億兆血に塗るの争亂もあるべき  
となるに、左はあらずして、今日に至るまで、他の國々に比類なき迄、治  
日常に多くして、亂日甚少なきとば、皆是始めに

天祖の遺訓によりて、忠孝の大倫を定めさせ給ひしより、  
歴朝遵守奉承して、臣民永く其

彝教に服し、人心に浸染固結したる故によれり、而して又代々

天皇の仁明勇武にして、此國土人民を愛撫鎮定し給ふ

政教のすすく、隆盛にして、永久  
 天祖の御心を體し玉ひ、一毫も失はず、以て  
 天位を保ち、人心を安んじ玉ふによるとなれば、我國の人民たらん者、  
 かへすくも、此事を心に忘れず、我子孫萬世の後までも、安寧を求め  
 んど欲する者は、又必我子孫をして、忠孝の務を失はず、心力を盡して、  
 此萬世の  
 盛運を守り奉らしめんとを思ふべし、是則我々人民が、  
 歷朝の皇靈に對し奉りて、其  
 鴻恩大徳の萬一を報じ奉るの誠忠なるべく、抑亦我子孫萬世の安寧  
 をはかる所以なるべし、

一月一日

萬歲奉祝

今日は、一年の始めにして、我人共に新たなる年を迎へて、此國に生れ

たる人の齡も、四千萬人一源同種の民と共に、太平安樂の中に一年を  
 加ふるとなれば、銘々衣服を新たにし、心を悦ばしめ、先上には  
 天皇陛下の萬歲を祈り奉り、又其地の神社に詣て、其初めに  
 天業を四方に弘めて、人民を撫育したる、神恩をも拜すべし、殊に學  
 校の子弟は式場に會集して最敬禮を行ひ  
 兩陛下の御影を拜し奉り、家に歸りては父母を敬拜し親族互に相賀  
 すると言迄もなし、さて今日は  
 天朝に於ては、四方拜の御式ありて先西方に 向はせられ、  
 皇太神宮を拜し給ふ、次に  
 豐受太神宮、次に  
 天神地祇を御拜あり、又  
 神武天皇陵、

孝明天皇陵、次に北方氷川神社、次に西方賀茂上下社、男山、八幡宮、熱田神宮、次に東方に向はせられ、鹿島香取神宮を拜せらる、了て、賢所、

皇靈殿、

神殿の御拜あり、此四方拜の御事は、宇多天皇の寛平中に始まり、延喜以來定式となり、今の世までも改められず、明治の初より又古禮を斟酌して之を行はる中にも、天神地祇と申すは、日本紀古事記に見えて、又天社國社とも申す、凡天地開闢の初めより、皇祖

皇宗の功德を輔佐羽翼し奉り、又は其勅命を蒙りて、國土人民の爲に功勞ありし神人なり、姓氏錄にも、天神地祇天孫の別ありて、皆之を

神別と稱す、古へにかみと稱するは、上と同じく、其人の上において下を治め給へる、尊き徳功ある人を申す辭なり、今天皇の御事を、上と申し奉るも、又うつりては、古への國守軍帥をも、かみと呼ひたるも同事なり、しかるを神と云ふ字に拘りて、幻怪不測なる者の如くに思ふは、以の外の僻事なり、神はとるあやしき者に非ず、唯其生前にありて此國土人民に功德ありし人なる故に、これを拜祭するは、報本反始の大義にして、酬恩謝徳の厚禮なりとしむべし、氷川神社は、武藏國足立郡大宮驛に在て、大己貴神、素戔鳴神、奇稻田姫を祭る、もと武藏國造の其祖神を祭れる所なり、これ古へより此國の大社にて、今、皇宮を此國に定めさせ玉ふに付て、殊に御拜あると云ふべし、次に賀茂石清水を拜せらるゝは、山城國に皇居あらせ玉ひし時、殊に崇敬せさせ給ふ神なるか故なり、次に熱田神宮は、上にもいへる



如く、天叢雲の劔の鎮ります所なり、次に鹿島香取は天祖の勅をうけて、此中國を平定し、大功ある名臣なり、其他

皇靈殿等の上は、皆既に上にいへるが如し、そもく前にもつぎくいへるが如く、我皇運の天壤無窮にして、國土安泰、人民太平なるとは、開闢の初めに、

天祖忠孝の大義を

明詔ありて、人倫の教を立てさせられしによりて、風俗正しく、人心善にして、邪道曲徑に迷はず、人皆忠孝仁義の道を履行ひ、勇武節義の風をなせしによりて也、しかるを、後の學者の、我邦には古へより道もなく教もなしと云ひ、又は其道なき教なきが故に貴しなどいへるは、皆大なる謬説なり、假令忠孝仁義の名字こそなけれ、其實行は備はりて、大道は盛んに行はれたることは、古への歴史に明白にて、今更にいふ

迄もなく、殊に今日迄も、天皇の御上には君臣父子の大道正しく行はれて、少しも虧損なきとは、決して誣べからざる明證なり、然るを、古へより道なし教へなしなどいふは、まことに淺ましき邪言也、もし其名字なけれは、其教なしといはゞ、支那にても、道と云ふ字は、始めて洪範に見ゆ、偽書ニアルモノハ取ルニタラス 仁の字は、論語に至りて委しく詳かになりたり、然らば其以前には、道もなきか、仁もあらざるかと云ふに、然るにはあるべからず、必其實行は備はりて、唯其名の顯はれざるのみ、且又我邦の歴史、即ち彼書經に同しく、之を經とせば、經書となりぬべし、況んや我

天祖忠孝の教は、遙かに彼堯舜の典謨などにはまされると萬々なるに於てをや、かく人倫の大義の天地の初めより明らかにして、萬民の表準たる尊き、

天皇の御上に行はれて、萬世無窮に墮失なき國は、外國に比倫なきことなれば、學校の師弟も常に此忠孝の二義、人倫の大本、人道の至極なるを辨へ、日夜怠らず、心に存して、忘るべからず、然る後に萬般の學術伎藝にも及ぶべきと也、これ去年十月の勅語にも、斯道は

皇祖

皇宗の遺訓にして、子孫臣民の遵守すべき所と仰せられし所以なり、されば我國中百千萬の子弟、一刻も之を忘るゝ事なく、勤め勵むこそ、是即ち此皇運の萬歳を祈奉る、臣子忠孝の道義なりとしるべし、

明治廿四年六月廿四日

大學教授  
兼陸軍教授

正七位 内藤 耻 叟 謹述

明治廿四年六月廿八日印刷  
同年六月三十日出版

東京市小石川區金富町五十二番地

著述者 内藤 耻 叟

同 小石川區大門町二十五番地

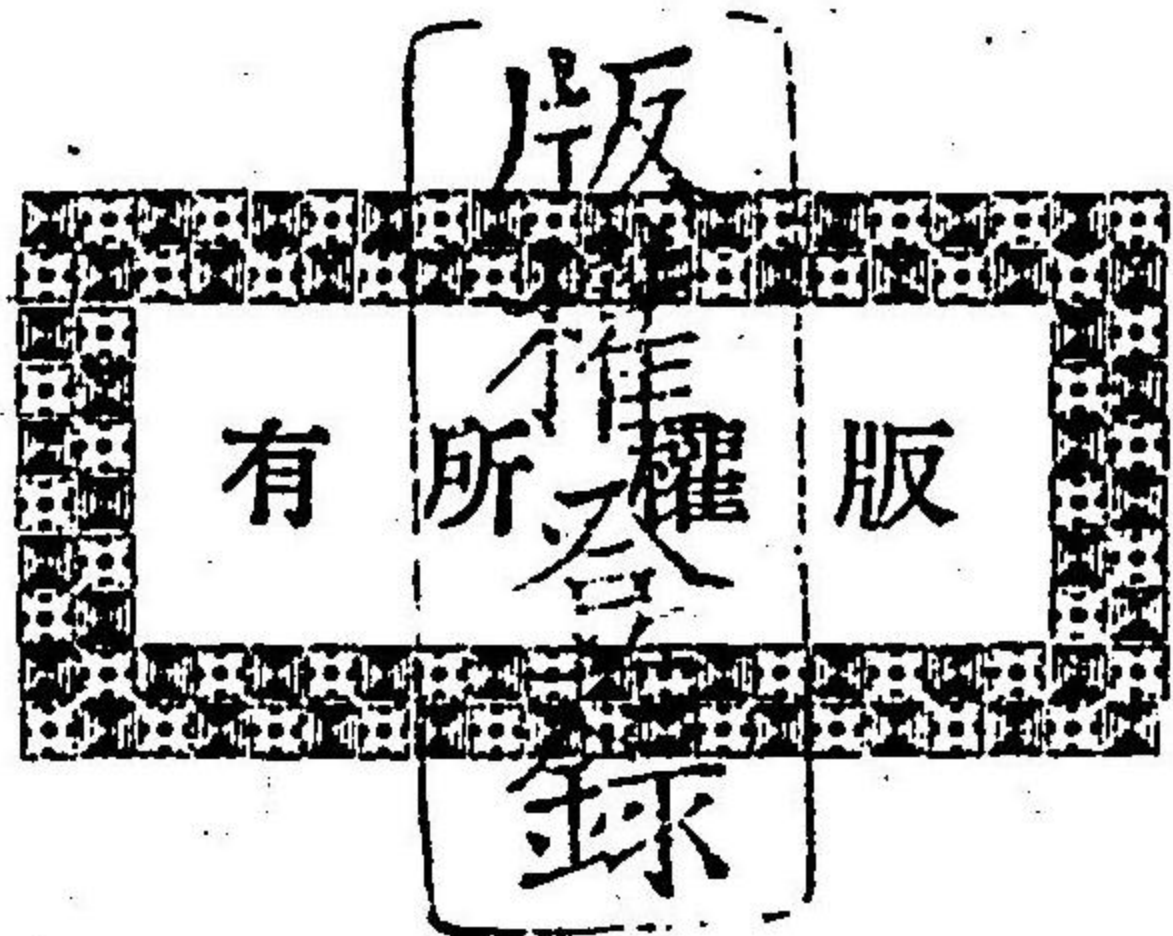
發行兼者 青山 清

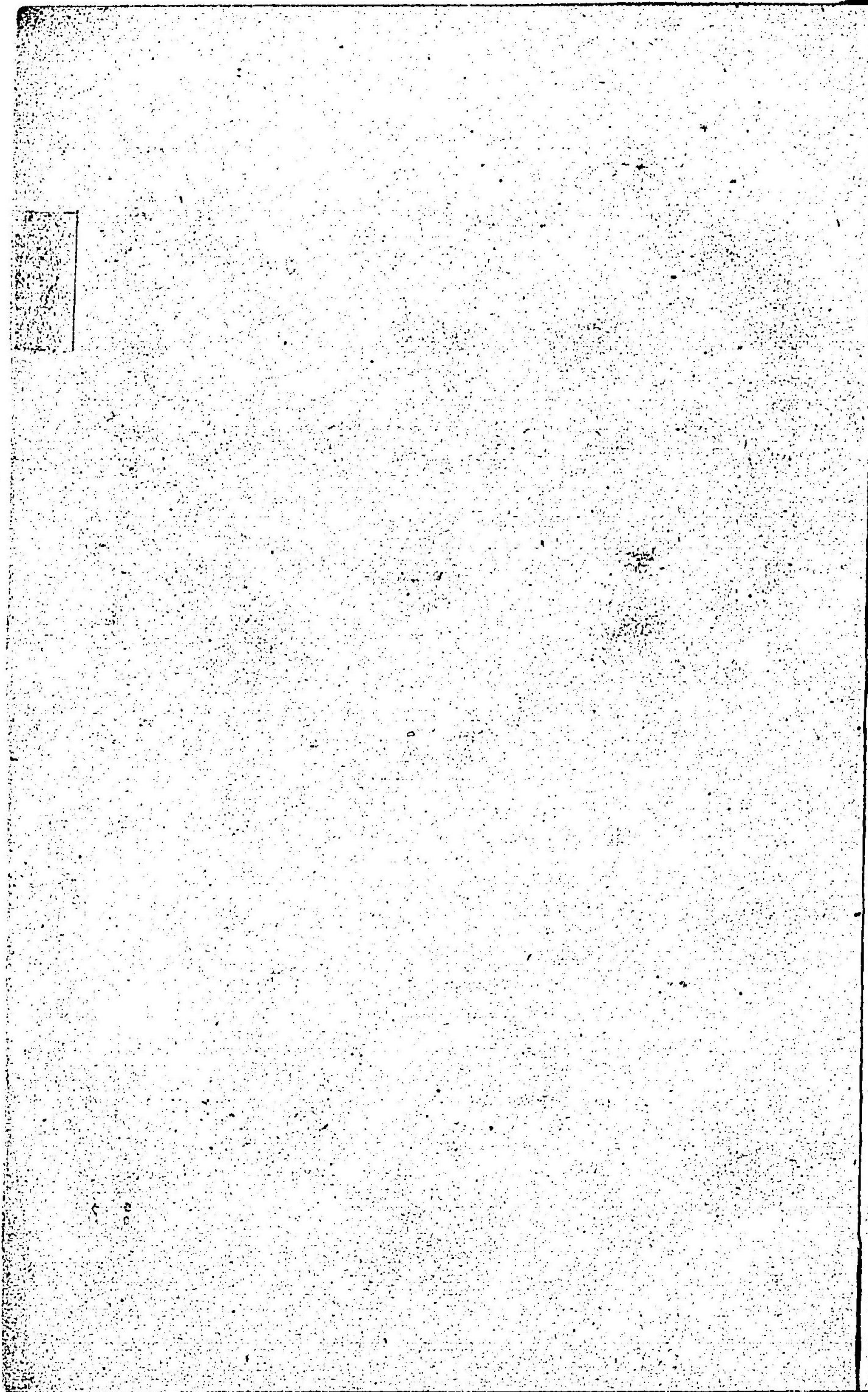
同 神田區通新石町二十一番地

同 鈴木 正之 助

同 京橋區西紺屋町廿六七番地

印刷所 秀英 舍





THE  
LIBRARY  
OF THE  
MUSEUM  
OF  
COMPARATIVE ZOOLOGY  
AND ANATOMY  
HARVARD UNIVERSITY  
CAMBRIDGE, MASSACHUSETTS

DA 77

9

0

014123-000-3

特29-720

祝日祭典由来

内藤 耻叟/著

M24

ABB-0396



特

7